

第八次福井市総合計画審議会 専門部会 第4部会(第3回)

■日 時:令和3年6月1日(金)17:00~18:00

■場 所:福井市役所 本館3階 第3会議室A

■出席者:別紙のとおり

■会議内容

1. 開会

司 会

それでは、定刻となりましたので、総合計画審議会 専門部会 第4部会の第3回目を開催させていただきます。

皆様方におかれましては、公私共にお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、審議に移りたいと思います。

内山部会長、よろしく願いいたします。

2. 議事

各委員からの意見を踏まえた修正内容の確認について(政策12~14)

部会長

今日は3回目ということで、1回目、2回目でいろいろご意見をたくさんいただきました。活発なご意見をいただきまして本当に助かりました。それを事務局で、担当課も含めて整理していただいたものを素案という形で提示いただきましたので、本日は、政策 12、13、14 それぞれについて、施策ごとに最終的に文言自体がこれでいいかどうかというところまで詰めるというか確認を取っていききたいと思います。あまり行ったり来たりになりますと混乱しますので、上から順序立てて確認していきたいと思います。もしも何かご意見がある場合には、できるだけ具体的に言葉をこう直したほうがいいとか、そういうようにいただけますとありがたいと思います。ただ、なかなか言葉がうまく出てこない。また、こんなニュアンスなんだけれどもというレベルのものは、また検討いただくことになるかもしれませんけれども、できるだけ今日は具体的な案として固めていききたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まずは資料の説明を事務局からお願いします。あらかじめ目は通していただいていると思いますので、簡潔にお願いします。

事務局

それでは、「政策 12 文化・歴史・自然に関する政策」の修正案について、ご説明いたします。

お手元の資料 1 をご覧ください。

「総合計画素案に対する意見と対応案」と、「修正箇所を赤字で示した素案」、2 つを見比べながら、説明させていただきたいと存じます。

なお、「意見と対応案」に示されているナンバーを、素案では、黄色く四角で囲んだ番号で、修正箇所として落とし込んでありますので適宜確認をお願いいたします。

それでは「政策 12」対応案について。

まず、です。施策①の一つ目について、子どもの頃に文化に触れる機会が必要、また、力を入

れていく施策は、それと分かる書き方をといたご意見をいただきました。

ご意見をふまえ、「子どもの頃から、誰もが身近に多様な文化芸術に親しみ、創作活動等に参加できる環境を…」といった表現に修正いたしました。

また、「…創作活動等に参加できる環境を拡充します。」として、強い表現に変更しております。

次に、**2**です。施策①の二つ目について、文化芸術のプレーヤー育成についてご意見をいただきました。ご意見をふまえ、「文化芸術の担い手を育成し、未来に継承するため、市民や各種団体の活動を支援します。」といった表現に修正いたしました。

次に、**3**です。地域の歴史や文化遺産に関して、地元の方がその価値を知り、体感して、発信することの重要性についてご意見をいただきました。ご意見をふまえ、まず、施策②の一つ目で、「福井の豊かな歴史や文化について地域と協力し魅力向上・普及啓発に取り組みます。」などと修正いたしました。

また、施策②の三つ目について、「福井固有の歴史・文化の価値を地域住民が体感し、自ら福井の魅力を発信できるよう、意識の醸成を図ります。」と修正いたしました。

次に、**4**です。施策②の二つ目「資料を適切に保存・管理し」という部分は当たり前なのであえて書く必要はなかろうといったご意見でした。そのため、該当箇所を削除しております。

次に、**5**です。施策③のタイトルが弱いので、もっと積極的にとのご意見をいただきました。ご意見をふまえ「夢」とどまらず、将来の「生きる力」に繋げるとの思いを込めて、「自然科学教育で創造性豊かな子どもを育む」と修正いたしました。

次に、**6**です。施策③の二つ目「連携の強化」について、「地元企業」との連携を入れるべきといったご意見、また、政策13の学校のキャリア教育との連携についてご意見をいただきました。ご意見をふまえ、まず施策③の二つ目に「地元企業」などを追加するとともに、次の政策となりますが、政策13の施策①の三つ目でも、「…地域や企業とのつながりを重視したキャリア教育の充実を図ります。」と修正しております。

続きまして、「②具体的な取組として検討するもの」についてです。

意見の1番ですが、子どもたちに生の演劇や音楽などを鑑賞させることは極めて重要といったご意見をいただきました。これにつきましては、現在も小学生に演劇やプロの演奏を生で鑑賞する機会を設けており、今後も引き続き実施するとしております。

次に、2番では、「ストリートカルチャー」についてご意見をいただきました。これにつきましては、ストリートカルチャーも含め、多様な文化活動に触れる機会を設けていくこととしております。

次に、3番では、「文化会館」についてご意見をいただきました。これにつきましては、財政再建計画の進捗、また新文化会館整備基本計画を見直す中で検討していくこととしております。

次に、4番ですが、施設整備などで民間の意見が取り入れられたらよいといったご意見をいただきました。これにつきましては、事業実施の際、プロポーザルやアンケート等を活用して民間の意見を取り入れていくこととしております。

次に、5番ですが、「朝倉氏遺跡へ行く機会」についてご意見をいただきました。これにつきましては、一乗小学校での朝倉氏遺跡の観光ガイドなどの活動を周知するなど、魅力発信に努め、機会の確保に繋げてまいります。

次に6番ですが、「越前海岸とサイクリング」についてご意見をいただきました。これにつきましては、政策11「観光に関する政策」、「越前海岸」の磨き上げの中で対応してまいりたいと存じます。

次に、7番ですが、「文化遺産を巡るツアー」について、ご意見をいただきました。これにつきましては、歴史遺産等の情報発信、また日本遺産・連携中枢都市圏等の広域的な取組の中で、モ

ニターツアー等を活用した周遊ルートの提案など検討してまいりたいと存じます。

続いて8番ですが、朝倉氏遺跡の山城について、行政による人を呼び込む環境整備が必要とのご意見をいただきました。これにつきましては、現在、県、市、観光団体等で組織する一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会において、山城の案内板設置や、登山道の整備、案内パンフレットの作成などを行っており、今後も、山城へ人を呼び込める環境整備を行っていくこととしております。

最後に9番ですが、セーレンプラネットの魅力を伝えることについてご意見をいただきました。これにつきましては、JAXAと連携を図りながら、子どもたちが最新の宇宙科学に接することができるような取組を進めていくこととしております。

政策12の説明は以上です。

部会長

それでは、素案の上から確認していきたいと思います。

まず、一番上の施策①市民の心を豊かに育む文化芸術を振興するということに関しまして、2つありますけれども、子供の頃から参加できる環境を拡充するということと、文化芸術の担い手の育成。これにつきましては、何か修正してはというのがありましたらお願いします。前回出た意見もかなり盛り込まれてはいると思うんですけども。

また最後に振り返って、やはりというのがあれば言っていたければ結構ですので。よろしいでしょうか。

では、次へ行きたいと思います。

②歴史や文化遺産を保存・継承し活用するということで、3つですね。歴史的、文化的な景観などの話と、あとは郷土の歴史とか文化財の未来への継承と、福井固有の歴史・文化の価値を地域住民が体感し、発信するという話なんですけれども、これについていかがですか。

少し私のほうでいいですか。2つ目のところが、確かに前回、資料の整理とか何とかというのは当たり前の話だろうという話を私がしたんだと思うんですが、それを取ってしまうと今度ますます当たり前になってしまっていくことなんですけれども。例えば、盛り込めるのかどうかも含めてなんですけれども、「郷土の歴史や文化財に関する資料へのアクセス性を高め」とか、そして未来に継承すると。要するに、たくさん資料は存在しているだろうけれども、なかなか市民レベルでそういう資料に対して見たりとかできない。そういったのをもっと見たりできるような環境を整えるといった意味なんですけれども。それぐらいは追加できそうですか。

事務局

いいと思います。この部分は当たり前のことだろうというご意見でした。我々の思いとしては、最初にあったように、しっかりと保存、管理はした上で継承していくという考えでございますので、その部分を入れることに関しては全然問題はございません。

部会長

では、そういう形で。「歴史や文化財に関する資料へのアクセス性を高め」という文を挿入していただく。

あとはいかがですか、何かご意見。よろしいですか。

では、③自然科学教育で創造性豊かな子供を育むということで、これは施策のタイトル自体にも「創造性豊かな」ということを強く言っております。2つありまして、自然環境の話と、あとは宇宙関係のJAXAとか、そういった新しい最先端技術と子供たちの触れ合う学びの場ということですけども、これはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ということで、施策12番については以上かと思えます。

では、次の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、次に「政策 13 学校教育に関する政策」について、説明いたします。

資料 2 をご覧ください。

まず、**1**です。「生きる力」について、さまざまなご意見をいただきました。ご意見をふまえ、施策①の一つ目について「家庭・地域・学校が連携し、子どもたちが未来を切り拓くために必要な「生きる力」や「豊かな感性」を育成します。」と修正いたしました。

次に、**2**です。「英語教育や主権者教育」について、ご意見をいただきました。英語教育については、施策①の二つ目について、「国際理解を深め、世界の中のふくいを意識した教育を推進します。」と修正いたしました。また、主権者教育については、キャリア教育と重ねて、施策①の三つ目において、「子どもたちに夢や希望をもたせ、ふるさとふくいを誇りに思える気持ちを高めるために、地域や企業とのつながりを重視したキャリア教育の充実を図ります。」と修正いたしました。

次に、**3**です。「全ての人間を大事にし、それぞれの個性を認めていく」教育について、ご意見をいただきました。施策①の四つ目と五つ目を統合し、五つ目に「不登校やいじめなどの問題や気になる子どもたちへの支援など、子どもたちや保護者が抱える様々な問題に対応するため、支援体制の充実を図ります。」と修正いたしました。

次に、**4**です。「より充実した学校給食」についてご意見をいただきました。ご意見をふまえ、施策②の二つ目について、「安全・安心で心温まる学校給食の提供と子どもの成長を育む食育を推進します。」と修正いたしました。

次に、**5**です。「現代にマッチした学校環境」についてご意見をいただきました。ご意見をふまえ、施策④の一つ目について、「気候変動や感染症対策などに対応できる学校環境整備や施設の計画的な老朽化対策、維持管理を進めます。」と修正いたしました。

続きまして、「②具体的な取組として検討するもの」についてです。

意見の 1 番ですが、「アレルギーについての理解を深める教育」についてご意見をいただきました。これにつきましては、学校で行う食に関する指導の中で、食物アレルギーについての理解を深めてまいります。

次に 2 番ですが、「幼少期からのスポーツへの接し方」についてご意見をいただきました。これにつきましては、教科教育の中で、競技力だけではなく、「わかる・できる・かかわる」など生きる力の育成を目指し、楽しい体育の実現に努めていくこととしております。

次に 3 番ですが、「コロナ禍による子どもたちの体力、健康面への影響等」についてご意見をいただきました。これにつきましては、まず、実態については、体力テストの結果や、市学校保健会より児童生徒の肥満度、視力、虫歯等の健康状況を合わせて分析し、把握してまいります。また、対応については、子ども達の実態を鑑みて、各小中学校で実態に合った体力づくりに向けた取組を計画してまいりたいと存じます。

次の 4 番から 7 番までは、安全対策に関するご意見でございました。

4 番では、「通学路について、地元自治会からの危険個所の吸い上げを」とのご意見をいただきました。これにつきましては、各学校で設置する「地域・家庭・学校協議会」に、新たに地元自治会等からも参画してもらい、意見を吸い上げるよう各学校に働きかけてまいりたいと存じます。

次に 5 番ですが、「交通安全に関する学校での教育」などについてご意見をいただきました。これにつきましては、交通安全講習会は、各学校において年 1 回行っており関係所属と協議しながら保護者への啓発を行うこと、また、回数増加については学習指導要領の改訂による授業時数

の増加も考慮しながら、関係所属と協議していくこととしております。

次に6番ですが、「安全な通学路整備」についてのご意見でございました。これにつきましては、現在、福井市通学路安全プログラムに基づく合同点検で現地確認等を行いながら改善の実施検討を進めており、今後も警察や道路管理者など関係機関と連携しながら、取組を継続してまいります。

次に7番ですが、「交通安全啓発」についてのご意見でございました。これにつきましては、警察などの関係機関と連携しながら、交通安全啓発の活動が効果的なものとなるよう検討してまいります。

次に8番から10番までは、インターネットに関するご意見でした。8番については、「インターネットの適正利用やフィルタリング」について、ご意見をいただきました。これにつきましては、児童生徒、教職員に対して、情報モラル教室などの啓発活動を通して意識啓発を図ってまいります。

また、保護者に対しても「情報モラル教室」への参加を呼びかけ、フィルタリング設定の重要性などについて意識啓発を図ってまいります。

次に9番ですが、「子どものSNSの把握」についてのご意見でした。これにつきましては、学校では、県教育委員会が策定した「ふくいスマートルール」に基づき、学校独自のルールを作成しており、家庭でも、保護者と子ども達が話し合いながらルールづくりを行うよう促してまいります。

次に10番ですが、タブレット端末に関して、子どもの発達段階に応じた活用や情報発信のリテラシーについてご意見をいただきました。これにつきましては、子どもの発達段階に応じた「情報モラル教室」を開催し、適正な利用を促してまいります。

次に11番ですが、学校規模適正化や公民館施設に関するご意見でございました。これにつきましては、学校規模適正化検討委員会の答申を踏まえ、また、他の公共施設との複合化や地区の状況を十分に配慮した上で、協議を進めてまいります。

最後に12番ですが、教育におけるICTの活用について、ご意見をいただきました。これにつきましては、オンラインによる交流活動の充実など、効果的な活用について実践事例を増やし、教育効果を高めてまいりたいと存じます。

政策13の説明は以上です。

部会長

まず上から行きますけれども、施策①子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実ということなんですけれども、ここは当初、やるべきことをばっと非常に羅列的に、脈絡があまり見えてなかったのと、本当に何を強調して力を入れてやるのかというのがめり張りもなかったのが、かなりめり張りがついたかなと思います。そういった意味で、赤の修正が非常に多いかと思えます。非常にたくさん、5項目ですよね。道徳教育という言葉も出ましたけれども、それは生きる力とか、それが一番大事だねという話が①で一番強調されたと思います。そういう意味では一番上に持っていったいて、その後国際理解、そしてキャリア教育、あとは不登校とか、いじめとかの支援体制ということで、かなり整理はできたのではないかなと思いますが、何かご意見はありますか。

委員

この場面だけではなくて、次の具体的な内容の中で示されるという方向性でもあると思うんですが、私が申し上げたインクルーシブ的な考え方は、ここの表現でいうと「気になる子供たちへの」と包括されているわけなんですけれども、一般的に気になる子供たちへのというのは発達障害のことを主に指すんですよね。支援法の改正によって、身体障害、知的障害、情緒障害、全ての障害児者に対して教育の面ですと「児」となるんですけれども、受けたいところで受けられるような教

育が今後進められなければならないということで、今までは障害の判定の中で、通級、あるいは特別支援学級、特別支援学校というランクづけが下りて、さあ、どうしましょうかということだったわけです。ところが法律改正によって、保護者が選択したり求めるところに沿ってやろうという考え方が強くなったことで、ソフト的な支援をするという言い方をしていますけれども、人が支援していく体制から、ハード的に、バリア的に、トイレの問題とか階段の問題とか、そういったものを社会基盤としてしっかりしていかななくてはいけない時代が来るんですよ。

ただ、学校の現場はそれに追いついてない。そういう子たちが希望して入ってくるときに、この学校に入ってくるからこうしようという、それしかないの、これからいろんな学校の大規模改修とかになっていくときに、そういった時代への対応をきちんと整えていくべきではないかという意味で、インクルーシブの考え方をもう少しきちんと示しておかなければいけないのではないのか。その点が、ここで包括的にどんと掲げる問題なのか、その表現はそれでいいのか少し疑問もあるんですけども、より具体的な取組として出てくる中で、その部分もきちんと明記されるのであればどうかなどは思うんですが。私の意見としては、気になる子供の支援というのは、今の使い方だと結構発達障害の子にぐっと集中してくるので、少し考え方が違うのかなという思いもあります。

事務局

今、言われた考え方は、もちろんベースにございます。そういう意味で、「不登校やいじめなどの問題や気になる子供たちへの支援など」というところで、いろんな問題があって、その後の「子どもたちや保護者が抱える様々な問題に対応するため」というところで、発達障害だけでなく全ての障害児者の問題とか保護者が抱えている問題とかにも対応するための支援をやりましょうという考え方をここで示しています。具体的なものは、実施計画なりの取組の中で、これからの5年間で示していくことになろうかと思っております。

委員

実施計画で、そういった手だてもきちんと具体的に示されるのであれば、包括的なそういう表現でもいいのかと思うけれども、「気になる子どもたちへの」をもう少し何とか全体的なものに。

部会長

気になる子供たちというのは、主に発達障害の子供たちを指すのですか。

委員

いわゆる発達障害の判定を受けていないというのを「気になる」と言う。だから発達障害の判定なんか難しいので、そういうのを包括した言い方として、今の教育の場ではそういう言い方をよくするんですね。

部会長

教育の現場では、意味が通るんですね。

副部会長

「気がかりな子」とも言っていますね。

部会長

一般市民の方々は、このまま読み流してしまうと思うんですね。これは注釈が必要かもしれませんね。

事務局

前回インクルーシブな感性が見えていないということでしたので、今回こういう文言として入れ

ましたけれども、最初は入れない考えでした。

委員

障害児者という言い方も少し。「気になる」を変えてしまうと、障害児者とはっきり書かなくてはならなくなる。

事務局

一例を挙げて、「など」という言い方にさせていただいています。

部会長

この言葉自体が教育の現場では理解されると思うんですけども、一般市民は逆に誤解するか、さらっと流してしまう可能性もあるので、ちょっと言葉に対する注釈が必要かもしれませんね。書き始めると、またいろいろと書きにくいのかもしれませんが。

副部会長

「多様性のある」とかでは駄目なんですかね。極めて一般的な、包摂的な言葉としておいて。「気になる子」と書いてしまうと、分かる人には気になる子のことだと思いますし。

委員

障害も多様な個性という見方。

部会長

多様という言葉を使う。

副部会長

教育の現場だと、身体の障害も含めた多様な個性という言葉で表現することは、ままあります。

委員

今おっしゃるような、そういう方向がいいかもしれませんね。いろいろな障害も多様な個性としての見方。そういう時代ですからね。

部会長

「気になる」という言葉を「多様な個性の子どもたち」。

委員

そのほうが嫌らしくないと思います。全体を包括していると思いますね。

事務局

「など」の中に様々な問題を抱えている子供たちを含んだものなので、それが伝わる形、一般の市民の方にも伝わる形ということであれば、このような表現の仕方もあるかと思います。

部会長

それでは、①に関して、よろしいですか。

では、②のところ、子供たちの健康増進ということで、体力の維持向上と学校給食の食の問題の政策ですけれども、ここら辺は、④で修正していただきましたので、よろしいですか。

委員

ここで言っているのか分からないんですけども、子供の健康といたら、体のこともありますし心のこともあるので、ここで挨拶ができるとか、そういうことも含ませていただきたいと思ったんで

すけれども、体力とか食事とかも大事なんです、人とのつながりというか、子供に挨拶ができる人に育ってほしいという思いが強くあって、隣近所とかいろんな人とすすんで挨拶を交わせるようなまちづくりとかまちになってほしいなと思うので。

部会長

①の生きる力に通ずるところかなという気はしますね。その中に含まれていくかと。生きる力の中にあるコミュニケーション力とか、挨拶も含めて、人間関係の構築ということですね。

委員

書いていらっしゃるんだと思うんですけども。

部会長

①のここで書いてある四角の黄色の一番上のところに含まれるかと。

委員

そうですね。

部会長

よろしいですか。

では、2番は、このぐらいでよろしいですか。

では③「子どもの安全を守り、健全な育成を図る」ですけれども、通学路のハード的な安全性ということと、インターネットから子供たちを守るということ。あと、見守り活動とか郷土学習とか、いろいろあります。

ここでは前回結構、②インターネットの適正利用に関する話の中で、つまるところ保護者への教育が非常に重要だと、保護者が理解しないことには子供たちを導けないという話があったかと思えます。それは、具体的な取組としてというところで、資料2の8番で、こういった扱いになっていますけれども、いかがですか。やはり保護者とかPTA関係者とか盛り込む必要があれば、また部会の意見として出しますし、基本政策の中に含まれるということでご了解いただけるのでしたら、このままということで行きたいと思えます。

結構議論があった割には、何も触っていないから、全て基本計画で扱うんだなという理解ですね。

それでは、④学びの場としての学校環境を整備するというところで、ここは特に一番上の気候変動や感染症対策などに対応できる学校環境の整備と、ICT、学校規模の適正化の3点でございます。よろしいですか。

猛暑への対策が気候変動ということですね。現代にマッチした内容という意味では、感染症対策なんかも、コロナに代表される。よろしいですか。

副部会長

こちらは政策ではなくて、具体的な取組としてというところで、まず質問なんですけれども、関係機関という言葉と関係所属という言葉と使い分けているのは、何か意味があつてのことかというのがまず1点の質問です。

事務局

所属は市役所の中です。機関は外もございます。

副部会長

意味があって分けているならいいんですけども、結局、福井市の所属であろうと外の機関であろうと、連携すべきところはぜひ広く連携を図っていただいて、福井市がハブになって、全体として効果が上がっていくのがやはり望ましいところかなと思います。先ほどお話があった情報モラル教室とか、保護者に対して教育をというところも関係機関に触れている。例えば福井市PTA 連合会の行事の中に、教育委員会が講座を一つ組み入れるとか、やり方はいろいろとあると思います。ぜひこういう関係機関にあえて触れていただいて、今後につなげていただけると、ありがたいかなと。

事務局

分かりました。

部会長

具体的に展開されるようにということですね。

それでは、政策 13 に関しては確認したということにしたいと思います。

次は政策 14 です。

事務局

それでは、次に「政策14 生涯学習、生涯スポーツに関する政策」について、説明いたします。資料 3 をご覧ください。

まず、**1**です。公民館では、いろんな人と繋がれる対面型とWeb でやれることとの住み分けを、などのご意見をいただきました。ご意見をふまえ、施策①の二つ目について、「公民館において、幅広い世代に対して多様な学習機会や気軽に集える場を提供し、地域住民の交流を促進します。」と修正いたしました。

次に、**2**です。高齢者を含む市民の、スポーツ習慣の活性を図ることについてご意見をいただきました。ご意見をふまえ、施策②の三つ目として「市民が生涯にわたり、スポーツを通して、心身ともに健康で活力ある生活が送れるようスポーツ活動の充実を図ります。」を新たに追加いたしました。

次に、**3**です。「市民ニーズに応じたスポーツ施設の効率的な活用」についてご意見をいただきました。ご意見をふまえ、施策②の四つ目について「競技人口や環境の変化など時代のニーズに応じたスポーツ施設の整備を進めます。」と修正いたしました。

続きまして、「②具体的な取組として検討するもの」についてです。

意見の 1 番ですが、「中学生がもっと公民館に関わるように。高齢者世代に中高生がスマホを教えるようにすれば、活動に関わらせることができる。」など、具体的なご意見をいただきました。

スマートフォンの操作については、今後も公民館教育事業「市民 IT 事業」の中で、講習会をしっかり行ってまいります。また、この件に関しての中高生の活用については、学校教育との兼ね合いをふまえながら、今後の事業展開の中で参考とさせていただきたいと存じます。

次に 2 番ですが、「公民館への予算投入」についてご意見をいただきました。これにつきましては、実施計画を策定する際に、盛り込んでまいります。

次に 3 番ですが、18 歳、成年となる時期に、地域の担い手であることを若者に伝えることが重要とのご意見をいただきました。この対応については、公民館教育事業「青年教育」の中で検討してまいります。

次に 4 番ですが、「スポーツ活動に関する情報の場」についてご意見をいただきました。これにつきましては、スポーツ協会と連携し、各競技団体が開催する試合や教室の情報、また、だれでも

気軽に利用できるスポーツ施設の情報等を、ホームページなどを通じて広く市民に発信してまいります。

次に5番ですが、「市民のスポーツ応援文化の醸成」について、ご意見をいただきました。これにつきましては、応援文化の醸成に、今後積極的に取り組んでまいります。

次に6番ですが、「子どもたちがスポーツに親しむ機会の提供」について、ご意見をいただきました。これにつきましては、出前講座など、学校や公民館等を通して広く情報発信してまいります。

次に7番ですが、「スポーツ意識の底上げ」について、ご意見をいただきました。これまでも、体操教室やファミリーミニマラソン、また各競技団体、地区スポーツ団体を通じて各種事業に取り組んでおり、今後も、広く市民が参画できるよう、スポーツ活動のさらなる充実を図ることで、市民のスポーツ意識の底上げに取り組んでまいります。

政策14の説明は以上です。

部会長

ここは市民の生涯学習支援と市民生涯スポーツ支援ですね。

まず、生涯学習支援につきまして、何かお気づきの点ありますか。

少し私からよろしいですか。

前回、こだわって申し上げたことがありまして、具体的な取組として検討の2番のところの「まちおこしのためにもっと公民館に予算を投入してほしい」という表現になっているのかわかりませんが、内容があまり。

前回申し上げたのは、公民館の役割がかなり変わりつつある。従来の社会教育、生涯学習という機能に加えて、地域の課題解決に向けた、いわゆるまちづくりとかの拠点としての役割が非常に重要になってきているし、ほかの市町を見ても、例えばこれまで教育委員会部局扱いだったのが市長部局にシフトしていて、もっとダイナミックに、かつ柔軟性を持っていろんな事業が展開できるようにという動きがあるんだけれども、福井市の場合は、これから5年間とか10年間で流れたときに、それは課題になっていないのか、盛り込まなくていいのかということ。例えば検討することがまだ議論になっていないのではないですかという投げかけをしたと思うんですけども、そのあたりは飛んでいるのではないかと思うんですけども、いかがですか。

事務局

まちづくりに関しましては、第2部会で市長部局のまち未来創造課の事業ということで書いておりますが、実際協議をする場所としましては、当然、公民館などが地域の中心になりますので、場を提供するのはもちろんでございますが、そこに公民館長や公民館の職員も入っておりますし、また、公民館と切っても切り離せない公民館運営審議会のメンバーの方、地区のいろんな団体の長が当然そこに入っております。そういったことで、公民館として関係はしているところでございます。

まちづくりのこと、第2部会で出てくる政策に連なる事業につきましては、七次総合計画のときにも「不死鳥のねがい」という市民憲章の普及啓発事業を実施計画レベルでやっておりますので、そういったものを地区の取組と併せまして並行してやっていきたいということで、そういった対応を考えております。

これにつきましては、コミュニティセンター化していくかどうかということまで踏み込んだ検討はしておりません。

部会長

それは、まだ出せないかもしれませんが、どちらの方向を向いているのか、また向いている方向が、課題として捉えているのであれば、基本計画の中かもしれませんが少し盛り込ん

でいくべきだろうし、もうち少し明確な方針があるんだったら、政策レベルに出していくべきだろうということなんです。

事務局

今言ったような第2部会の政策4に、地域の活性化や地域コミュニティの維持に取り組むという施策がございます。そこでは地域自らが未来の姿を描いた地区ビジョンの実現につながるまちづくり活動を支援するという、公民館単位でやっている取組がございます。必然的に教育委員会も関わるようになってきますし、今回も実施計画の中で示せたらとは思っております。

部会長

公民館とか地区レベルでのまちづくりも、地域課題の解決のための取組がきちんと機能するために何が大事かといったら、どこが指導監督するのかということなんです。もっと言うと、どこが公民館長とか公民館主事さんに対して給料を出すのかという話になってくるんです。従来の考え方からいくと、生涯学習の範囲の枠が非常に強いものをもっと広げないと、なかなか地域の公民館は伸び伸びと活動できないんですね。その枠に縛られがちなんです。それを打破しようとして、いろんな市町ではいろんな検討をして、コミュニティセンター活動をするところもあれば、しないところもあるということなので、それは多分、いずれ課題になってくるのではないかなと思います。

副部会長

今ご説明いただいた一節の中に、「公民館機能の強化を検討し」とか、そういうワンフレーズを入れることができないかというのが多分、部会長のお考えの方向性だと思います。前回、私もそこにかぶせて発言をさせていただいた覚えもあるんですが。

部会長

ここでは、「さらなる充実を図り」となっていますけれども。

事務局

公民館の事業の中では、まさに今、部会長がおっしゃいましたような地域課題の解決といったものを扱う事業も行っております。青年教育ですとか家庭教育とか、それと同じレベルで。中には、その課題解決の中にいろいろまた環境問題ですとか細分化されていくわけなんです。地区により、軸足といいますか重きを置く課題はそれぞれあるかと思っておりますので、そういった地域課題の解決については、公民館主事と地区の方と話をしながら、今年はどういったテーマでいこうかということはやっております。

部会長

最終的に、福井市は町なかが多いから問題にならないんですけれども、問題になっているのかもしれないけれども、過疎地域なんかは、活性化のために収益事業をやろうという話になったときに、収益事業はどこまで許されるのかという議論が出てくるんですね。それに対して社会教育法を照らし合わせると、かなり制限があるなという話になって、それをどうクリアしていくかという議論が出てくる。福井市は、まちのウエートが非常に高いので、あまりそれがクローズアップされないけれども、過疎の市町村はもろにそれが地域の生き残りみたいな話になってくるんですね。

そういった課題もあるのではないですかというぐらいの投げかけてとどめておこうと思います。

ただ、この「さらなる充実」というのは、さらに機能を強化するとか、そういったぐらいにバージョンアップしていただけたらとは思っています。

委員

今、これは何とか部会の政策何で取り扱いますとかという受け答えをお聞きして思っただけですけども、例えば、ほかの部会でどのような議論がされているとか、今おっしゃられている意見が適切に取り扱われているとか、そういうことを確認して意見を言える場、確認する場はあるんですか。多分第2回の全体会議なのかなと思っているんですけども。ほかのところに意見したいというわけではないですが、例えば自分の意見がよその部会で取り扱われている場合に、自分の意見と似たようなことなのか、それとも似ているけれども少し違うアプローチなのかとか、そういうところが多分気になるのではないかなと思うので、そういう場はあるんですか。

事務局

まず、一番詳細なのは議事録かと思っています。議事録につきましては、でき次第、公表してまいりますので、詳細につきましてはそれを見ていただくというのが一つあります。

あと、具体的な意見を言う場という話なんですけれども、7月に第2回全体会がございまして。そのときに、各部会の部会長、例えば第4部会ですと内山部会長から第4部会ではこういうことについてこういう話題になった、別の部会からこういうことを話してくれと言われたことについては、こういう協議をしてこうしましたというご報告をいただきます。これはどの部会も一緒に、報告していただいた上で、その結果できましたのがこういう答申案といいますか、素案ですよという形になります。

それを事前送付させていただきますので、あらかじめ見ていただいた上で、7月12日を予定していますけれども、全体会の場でご意見を言っていたことはできるかと思っています。

委員

ありがとうございます。

部会長

政策がこういう感じではなくて、どんどん相乗りというか包括的になっていくんですね。地域のことでもそうだし困窮者支援もね。

そういった中で、ほかの関係部署ときちんと連携のとれた政策になっているかどうかということがまさに全体会でのチェックになるのかなと思います。

この話は、①に関しては、さらなる充実をもう少し強く書けるのであれば、公民館機能を充実するとか強化するとか書いていただいたほうがよろしいかなと思いますけれども。

そこまでは無理というんだったら。

事務局

機能の強化という形で盛り込ませていただきます。

部会長

あと、「幅広い世代に対して」とか、「地域住民の交流を促進します」ということとかはいかがですか。よろしいですか。

②も前回の意見としては、3つ目の市民の日常的なスポーツが非常に重要なのではないかな。底上げが政策としてきちんとベースにあった上でのイベントだったり目玉的なものではないんですかという話が、基本のご意見だったかと思います。

よろしいようでしたら、遡って何か、これは言い忘れたとか、そういうのがありましたら。

今出た意見をまた事務局で整理していただいて、最終的な成案にさせていただくということで、最終的なチェックは私に一任いただくということでよろしいですか。

本日は以上で終わります。

3. 閉会

司 会

ありがとうございました。

各委員におかれましては、3回にわたりましてご審議いただき、ありがとうございました。

次回は、第2回全体会としての開催となります。全体会につきましては、答申案についてのご検討をいただくこととなっております。日時は、7月12日月曜日の17時から、場所は企業局5階の大ホールで開催をする予定となっております。皆様のご出席のほどよろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

以 上

第八次福井市総合計画審議会 専門部会 第4分野(第3回) 出席者名簿

第4部会 教育分野

※委員50音順、敬称略

		氏名	備考	出欠
福井市総合計画審議会	部会長	内山 秀樹	仁愛女子短期大学 教授	○
	副部会長	後藤 正邦	福井市 PTA 連合会 会長	○
	委員	五十嵐 美雪	若手事業家	○
	委員	齊藤 礼奈	仁愛女子短期大学 学生	○
	委員	高柳 そのみ	公募委員	○
	委員	玉村 正人	市議会議員	○
	委員	林 和哉	(公社)福井青年会議所 副理事長	○
	委員	村上 明日香	福井大学 学生	○
市	策定委員 総合計画	橋本 亜由美	商工労働部 次長	○
		坂下 哲也	教育委員会事務局 教育次長	○
	事務局	中村 直幸	総合政策課 課長	○
		村本 幸恵	総合政策課 副課長	○
		南 研一郎	総合政策課 課長補佐	○
		國定 慎吾	総合政策課	○
		島出 浩太	総合政策課	○